

土地改良事業を担う組織の政治的中立性に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年七月十四日

前田武志

参議院議長 江田五月 殿

土地改良事業を担う組織の政治的中立性に関する再質問主意書

「土地改良事業を担う組織の政治的中立性に関する質問主意書」に対する答弁書（内閣参質一七一第二〇二号。以下、「前回答弁書」という。）を受領したが、内容に不明確な点があるので、再度以下の質問をする。

一 前回答弁書「四について」では、「役員報酬の額は、個人に関する情報であるため、答弁は差し控えた。」と回答しているが、これはどのような法令を根拠にした回答か、明らかにされたい。また、前回答弁書「十について」では、各社団法人の報酬額（無報酬を含む。）を明らかにしているが、この回答は個人に関する情報に該当しないのかどうか、法令上の根拠を含めて明らかにされたい。

二 前回答弁書「五及び六について」で、「調査に膨大な作業を要することから、直ちにお答えすることは困難である。」としている。それでは、「膨大な」と回答した根拠である作業時間の見積りを明らかにされたい。また、「直ちに」回答することが困難であるわけであるから、作業が終了して回答が可能となる時期を、あわせて明らかにされたい。なお、前回答弁書のような回答については、国会法第七十五条第二項に違反する疑いが生じるが、これに対する政府の見解を明らかにされたい。加えて、都道府県土地改良

事業団体連合会の主たる事務所又はその支部の所在地のうち、都道府県土地改良政治連盟の主たる事務所又はその支部と同一の住所に存在するものがあれば、これを先行して明らかにされたい。

三 国家公務員法、地方公務員法及び政治資金規正法に定められた政治的中立性について、都道府県土地改良政治連盟の行う政治活動において過去五年間で問題となつた事案があれば、すべて明らかにされたい。

右質問する。